

平成 28 年 3 月 23 日

都道府県医師会  
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

松 本 純 一

平成 28 年度診療報酬改定に係る告示、通知の送付について

(3 月 18 日付け)

平成 28 年 4 月 1 日施行の診療報酬点数表等の改正に係る省令、告示、通知につきましては、3 月 9 日付け、日医発第 1113 号（保 184）にてご連絡申し上げたところでございます。

今般、3 月 18 日付けで、複数手術に係る費用の特例や D P C 関連等の告示、通知が発出されましたので取り急ぎご連絡申し上げます。

なお、関連する告示、通知につきましては、日医ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「平成 28 年度 診療報酬改定の情報」に取り急ぎ掲載させていただきますので、必要な通知を印刷のうえご活用いただきますようお願い申し上げます。（掲載する通知は下記をご参照ください。）

**【添付資料】**

1. 官報 号外第 61 号（平成 28 年 3 月 18 日）

《告示》

- (1) 複数手術に係る費用の特例を定める件の一部を改正する件  
(厚生労働省告示第 72 号)
- (2) 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部を改正する件  
(厚生労働省告示第 73 号)
- (3) 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件  
(厚生労働省告示第 74 号)
- (4) 厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部を改正する件  
(厚生労働省告示第 75 号)
- (5) 厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、調整係数及び機能評価係数を定める件  
(厚生労働省告示第 76 号)

## 【日本医師会ホームページ掲載】

1. 複数手術に係る費用の特例について  
(保医発 0318 第 1 号 厚生労働省保険局医療課長・歯科医療管理官)
2. 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について  
(保医発 0318 第 2 号 厚生労働省保険局医療課長)
3. 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める患者について  
(保医発 0318 第 3 号 厚生労働省保険局医療課長)
4. 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が実施する調査について  
(保医発 0318 第 4 号 厚生労働省保険局医療課長)